

大阪市監査委員	貴 納 順 二
同	松 井 淑 子
同	広 田 和 美
同	加 藤 仁 子

住民監査請求について（通知）

平成 30 年 7 月 5 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については請求書等記載の内容を原則として原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

また、次の 1 は住民監査請求書の内容であり、2 は請求人が平成 30 年 7 月 26 日に提出した住民監査請求補足書の内容である。（A は飲食店 B の経営者であり、請求人が不法投棄を行っていると主張している人物、C は B の前々経営者、D は C の夫、E は飲食店 B が所在するビル、F は大阪府警察本部生活環境課の職員である。）

1 住民監査請求書

（1）請求の要旨

ア 対象となる財務会計上の事実

①平成 27 年 6 月 1 日から平成 29 年 9 月 21 日まで（121 週間）に、A が、廃棄物の不法投棄をしていたにもかかわらず、大阪市環境局一般廃棄物指導課藤浦職員が、A が廃棄物の不法投棄をしていた期間中に、大阪市が処分した廃棄物の処分費用を A に徴収していない。

イ その行為が違法又は不当である理由

①Aは、平成27年6月1日から、B（飲食店）を経営しているが、Bから排出される廃棄物を経営当初より、Bの前々経営者C（故人）の夫であるDが居住するマンションやAの自宅の生活ごみに混入させ、廃棄物の不法投棄を行っていた。

②本来であれば、Aは、許可を受けた処理業者に委託し、または、Bから排出される廃棄物を、適法・適正にBの所在するEビルから廃棄物を処分しなければならなかったが、Aは、Bの開店時間が午前11時と遅く、大阪市の収集に間に合わないと言う身勝手な理由で、適正に処理せずにDが居住するマンションやAの自宅の生活ごみに混入させ、実に2年3か月以上もの間、不法に大阪市内に廃棄物の処分をさせており、この事は、藤浦職員からの聞き取りの際、Aも認めている。

また、Aは、Aの不法投棄の発覚を防ぐ為、白色の45リットルのゴミ袋を利用した上で、その白色のゴミ袋の内側に新聞紙を一周させ、中身が見えない様にして不法投棄する等、犯意は明らかであり、極めて悪質である。

③平成29年8月7日以降、請求人は匿名でAの不法投棄を通報していたが、平成29年9月末日までに藤浦の行ったAへの指導は、「Bから排出される廃棄物を適正に処分をするように」と云ったもののみであった。大阪市は、Aが生活ごみに混入させ、不法に投棄した廃棄物を、大阪市の費用で処分しており、違法に公金が支出された事は明らかである。

※大阪市環境局は、自局が行った指導でAの不法投棄が是正されたと勘違いしているが、実際は、請求人が大阪府警察本部及び大阪府警察都島警察署に通報した事で是正されている。（藤浦職員が指導を行った後の平成29年9月26日までAが不法投棄を行っている事を請求人が確認し、藤浦職員に連絡しているが、藤浦職員はその内容を記録に残していない。）

ウ その結果、大阪市内に生じている損害

①本来であれば、適法・適正に処理をされなければならなかった、Bから排出された廃棄物である。Aは、その廃棄物を違法に廃棄したのであるから、Bから排出される廃棄物の処理費用は、「大阪市内における事業系ごみ処理手数料」に定める費用（定日収集〔週2回〕180円/10キログラム）が大阪市内に生じている損害と考える事が妥当である。Aの不法投棄に当てはめると、A宅の週2回の大阪市の生活ごみ収集に合わせてBから排出される廃棄物（45リットルのゴミ袋）およそ5キログラムを火曜日に4袋、金曜日に3袋排出していた為、火曜日分180円×（5キログラム×3袋÷10キログラム）→360円、金曜日分180円×（5キログラム×3袋÷10キログラム）→360円、併せて1週間分720円に平成27年6月1日から平成29年9月21日までの121週間を乗じて87,120円が、大阪市内に生じている損害となる。

エ 請求する措置の内容

①上記ウで算出した87,120円及び、②平成29年9月21日から大阪市内がAに請求するまでの日が遅延損害分とし、87,120円に年14.6%を乗じた金額、①+②の合計した金額

を、大阪市がAから徴収するよう請求する。

2 住民監査請求補足書（「陳述書」平成30年7月26日提出）

（1）はじめに

大阪市は、誤った行政指導を行ったばかりか、その誤った行政指導の事実経緯や請求人からの連絡等を正確に記録していない。その為、請求人が行った大阪市環境局への通報等につき、事実経緯を記述する。

日付	事実経緯
H29. 08. 07	・ 請求人が大阪市環境局にAの不法投棄を通報。
H29. 09. 04	・ 請求人が、大阪市環境局に通報の結果を問い合わせる。大阪市環境局藤浦職員が指導等していない事を請求人に回答し、通報の内容がわからない様であった為、再度、請求人がAの不法投棄について説明する。併せて、請求人の通報から1か月間、処理を放置していた理由を藤浦職員に確認する。
H29. 09. 07	・ 大阪市環境局 藤浦職員より請求人の通報から1か月間、処理を放置していた理由が失念であるとの回答を得る。
H29. 09. 13	・ 請求人が、大阪市環境局 藤浦職員からAへの指導内容の回答を得る。
H29. 09. 14	・ 請求人から大阪市環境局 藤浦職員に、Aが不法投棄を継続する可能性がある事を連絡する。
H29. 09. 19	・ 請求人が、大阪市環境局 藤浦職員に架電するも出張の為、不在。
H29. 09. 20	・ 請求人が、大阪市環境局 藤浦職員に架電し、Aを告発しないのかを確認、藤浦職員から告発しないとの回答を得る。 ・ 請求人が、大阪府警察本部生活環境課F職員に、Aの不法投棄を通報し、F職員から証拠となるものを都島警察署に持って行く様、指示を受ける。併せて、F職員からも都島警察署に連絡を入れておく事を伝えられる。
H29. 09. 21	・ 請求人が都島警察署に架電後、Aの不法投棄について都島警察署で事情を聞かれる。 ・ 請求人が、都島警察署生活安全課捜査係員に、現場検証と思われるものに立ち会う様求められ、A宅前において写真の撮影等に協力する。 ・ 請求人が大阪市環境局 藤浦職員に、大阪府警察都島警察署へAの不法投棄の証拠を提出した旨を連絡する。
H29. 09. 26	・ 請求人が、大阪市環境局 藤浦職員に、Aが不法投棄を継続している事を連絡。
H30. 04. 03～ H30. 04. 19	・ 請求人が大阪市環境局より下記の情報を受領する。 1) 大阪市環境局よりBの指導に関する文書

(2) A自身の不法投棄の違法性の認識

Aは、下記の通り、Bから排出される廃棄物を不法に投棄していた。

ア 平成27年6月1日までは、Aが経営する喫茶店B（Eビルに所在）のゴミ収集日及び方法を、Aは認知していた。

イ 平成27年6月1日より、AはBを経営しているが、Bから排出される廃棄物を、経営当初は前々経営者、Cの夫Dの居住するマンションの生活ごみに混入させ、排出していた。

ウ ある日、Aがゴミ袋を持ち、Eビル東南角の交差点を西から東へと横断した後、東から西へ横断する際に、Aが手ぶらであったのを請求人が見咎めたところ、Aは、「ばれないから大丈夫。」等と請求人に返答したが、請求人が再度、Aに注意し、Aは「ちゃんとする。」と請求人に返答した。

エ その後、Aは、Bから排出される廃棄物をA宅から排出される生活ごみに混入させ、不法投棄を継続していた。

オ また、Aが不法投棄をする際は、Bから排出される廃棄物の中身が見えない様にする為、白色のゴミ袋にし、ゴミ袋の内側に新聞紙を一周させるという細工も行っていた。

カ そして、平成29年9月11日に大阪市環境局藤浦職員が、Aに廃棄物の「自宅への持ち帰りはNGであることだけはご理解いただきたい。」と指導したにもかかわらず、その後もAは、Bから排出される廃棄物を、A宅の生活ごみに混入させて不法投棄を継続していた。

上記ア～カの各時点において、AはA自身の不法投棄の違法性を認識していたのである。

(3) 大阪市の不作為等

ア 大阪市環境局は、平成29年8月7日に請求人が通報したAの不法投棄について、およそ1か月間放置した上、報告書となるものについても、虚偽の内容を記載し、公文書として取り扱っていた。例えば、平成29年9月26日にもAがA宅で不法投棄をしている事を藤浦職員に通報した事を記載していない等である。この藤浦職員の行為は、刑法第156条（虚偽公文書作成等）に規定する

「公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を変造したときは、印章又は署名の有無により区別して、前二条の例による。」に該当する。

イ また、藤浦職員は、

- ① Aがいつから不法投棄をしていたか
 - ② Aが行った不法投棄の廃棄物の重量が何キログラムであるか
- を確認していない。藤浦職員の行為は、明らかに不作為である。

ウ Aが「当店は食事の提供をしていないので、出るものはコーヒーかすやおしぼり程度」と言ったとしているが、しかし、藤浦職員が、その場でBのメニューを確認したり、ゴミ箱の中を確認すれば、Bにおいて食事を提供している事に気付けたし、Aの申告が虚偽の申告である事はすぐに判明したのである。藤浦職員の行為は、明らかに不作為である。

エ そして、Aが不法投棄をしなくなった理由を、大阪市環境局は自局の指導の成果であ

ると誤った判断をし、指導を終えている。実際は、請求人が警察に通報した事により、警察から何らかの指導や、書類送検等があった事が、Aが不法投棄をしなくなった理由である。

オ 本陳述書「(2) A自身の不法投棄の違法性の認識」で請求人が述べた通り、

- ① Aの犯意は明らかであり、
- ② 犯情も悪質であり、
- ③ 犯行期間も2年3か月以上と長期である。

以上の①～③を総合的に勘案して、大阪市はAを告訴しなければならなかったのである。この藤浦職員の行為は、刑事訴訟法第239条2項に規定する「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」に明らかに違反する。

カ また、A宅から不法投棄を行っていないであろう事の証明はあるが、

- ① AがBの所在するEビルのゴミステーションで、Bから排出される廃棄物が廃棄されている事の証明は添付されていない。

Aは、平成29年9月11日の藤浦職員の指導を無視し、少なくとも、平成29年9月21日に至るまで、不法投棄を継続していたのであるから、上記①を大阪市が確認しなければならないのは当然のことであり、この藤浦職員の行為は、明らかに不作為である。

キ 請求人は本請求において、大阪市に数多く存在するであろう不法投棄の処理費用を、その不法投棄者に請求すべきと請求しているのではなく、請求人が内容を詳細に示したAの不法投棄に関して、大阪市が負担した「Aが不法に投棄した廃棄物の処理費用を請求すべきである」と請求しているのであり、大阪市がAに当該費用を請求しないのは、明らかに不作為である。

以上、本項ア～キで述べた通り、大阪市の不作為は明らかである。

(4) Aへの処理費用の請求が必要な理由

ア 請求人が本陳述書、「(2) A自身の不法投棄の違法性の認識」や、「(3) 大阪市の不法行為」で述べた通り、Aの不法投棄は、

- ① Aの犯意が明らか
- ② Aの犯情が悪質
- ③ Aの犯行期間が長期

なのである。

イ また、Aは不法投棄以外にも、Bの飲食店営業の許可を受ける際、勤務実績や勤務予定のない、前々経営者の夫のDを食品衛生責任者として大阪市に申請し、違法に飲食店営業の許可を受け、2年3か月以上の間、違法にBを営業しており、平成28年分の確定申告においては、経費を水増しし、国税・地方税の脱税を行っている非常に悪質な人物なのである。

ウ ところで、大阪市は、適法・適正に廃棄された10キログラム未満の事業ごみは無料で収集・処理するとしているが、Aの様に不法投棄をし、行政指導にも従わない不法行為者の廃棄物は公金で処理されるべきではなく、不法投棄した者であるAの費用負担で処理されるべきものである。そして、その費用は、請求人の試算によると、87,120円であ

り、大阪市が

① 87,120円

② 87,120円に年14.6%乗じた金額

上記①+②を加算した金額をAに請求する事の事務にかかる費用を総合的に勘案しても、やはり、Aが不法投棄し、大阪市に不法に廃棄物を処理させた費用は、Aに請求すべきなのである。

(5) 最後に

ア Aが不法投棄した廃棄物の処理費用を請求しないと云う大阪市の行為は、公金の無駄遣いであったばかりか、不法行為者への援助や、不法行為の追認ともいえる行為である。

イ 本来、請求人が、監査請求をするまでもなく、大阪市が不法投棄をする者に対し、立ち入り調査に入った際、違法行為が認められれば、その時点で違法行為者に対して、大阪市に廃棄物を不法に処理させた費用を請求すべきである。

ウ 藤浦職員のAへの対応を踏まえた上で考えると、大阪市はこれまでも同様の対応（不法投棄をした者に対し、不法投棄をした廃棄物の処理費用の請求しない）をしていた事が強く推認されるし、請求人が本件請求をしなければ、今後も同様の対応をしていくであろうことについても強く推認される為、請求人が本請求を行った次第である。

第2 請求の受理

本件請求は、平成27年6月1日から平成29年9月21日まで、Aが経営する飲食店の事業系一般廃棄物が不法投棄され、当該廃棄物の処理費用相当額及び遅延損害金の合計額の損害が本市に発生しているが、その損害賠償請求権の行使につき、本市職員等が何らの対応も行っていないことが、違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実にあたるものとしてなされたものとして、地方自治法（以下「法」という。）第242条の要件を満たしているものと認め、受理することとした。

第3 監査の実施

1 監査の対象事項

平成27年6月1日から平成29年9月21日まで、Aが経営する飲食店の事業系一般廃棄物が不法投棄され、当該廃棄物の処理において本市に発生した損害に対して、本市職員等に違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実があるかどうかを対象とする。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成30年7月26日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人からは、陳述書及び新たな証拠として、Aが経営する飲食店が入居するビルのごみ収集日を周知する掲示物の写真や同飲食店のメニュー等の提出があった。

請求人からは、請求書の要旨を補足する陳述があり、その内容は上記第1 2 住民監査請求補足書（「陳述書」平成30年7月26日提出）のとおりである。

3 監査対象局の陳述（8頁に詳述）

環境局を監査対象局とし、平成30年7月26日に環境局長ほか関係職員より陳述を聴取した。

4 監査対象局に対する調査（9頁に詳述）

平成30年8月2日に、行政委員会事務局職員が環境局に赴き、関係書類の調査及び環境局職員から聴き取りを行った。

第4 監査の結果

1 本件請求に係る事実関係

（1）廃棄物の定義

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）では、一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物とされており、産業廃棄物は事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油等とされている。

また、「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」（平成5年条例第4号。以下「条例」という。）では、家庭系廃棄物とは、家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物を、事業系廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物を、事業系一般廃棄物とは、事業系廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物をいうとされている。

（2）大阪市一般廃棄物処理基本計画等の策定

廃棄物処理法第6条第1項で市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされていることから、環境局は、「大阪市一般廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という。）において市域内の一般廃棄物の処理について基本的な方向性を定めている。

また、基本計画に基づき年度ごとの具体的な計画を「大阪市一般廃棄物処理実施計画」（以下「実施計画」という。）で定めている。

（3）事業者の責務及び投棄禁止

廃棄物処理法第3条及び条例第4条には、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない等の事業者の責務について規定されている。

また、廃棄物処理法第16条には、何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならないと規定されている。

（4）本市が行う一般廃棄物の処理

廃棄物処理法第6条の2第1項で市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障がないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならないとされている。

また、条例第15条で本市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物及び必要と認められる事業系一般廃棄物を処理するものとするとしている。

さらに、実施計画において、廃棄物の処理主体が以下のとおり定められていることから、家庭系廃棄物及び事業者の意向がある事業系一般廃棄物は、本市直営で収集運搬することとなっている。

大阪市一般廃棄物処理実施計画（抜粋）

第1 ごみ等

4 処理主体

(1) ごみ

種別	収集運搬
家庭系ごみ	市（直営・委託）
事業系ごみ	市長が許可した業者・排出者自ら

※排出者の意向により、市（直営）が事業活動に伴って排出されるごみを、また、市長が許可した業者が家庭から排出されるごみを収集運搬することがある。

※事業者等自らによる処理を除く。

(5) 一般廃棄物処理手数料

本市が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う際に徴収する手数料が条例第30条に規定されている。1月以上継続して1日平均排出量10キログラム以上の一般廃棄物（毎日収集等以外）に係る手数料は、10キログラムまでごとに210円とされている。

なお、当該条例は平成24年4月1日に改正され、上記手数料は、180円から210円に変更された。

また、上記により本市が有料で収集していた事業系一般廃棄物の取扱いは、平成26年4月1日以降、本市の収集を廃止し、民間業者へ委託又は事業者自らが処理施設へ搬入するよう変更された。

つまり、1月以上継続して1日平均排出量10キログラム以上の一般廃棄物に当たらないもの（1日平均排出量10キログラム未満の一般廃棄物）を事業者の意向に基づき本市が収集する場合は、手数料が発生せず無料ということになる。

2 監査対象局の陳述

- 当局の見解としては、廃棄物の不法投棄並びに一般廃棄物処理手数料の徴収を怠ったものという請求人の主張のいずれについても合理性は認められないものと考えているが、監査委員の皆様からのご意見・ご指摘を踏まえながら、より一層、適正な事務の執行に当たってまいり所存である。
- 飲食店から排出される廃棄物を店主の自宅の生活ごみに混入させ、廃棄物の不法投棄を行っていたとの主張についてであるが、本市が平成29年9月8日に店主の自宅前のごみ袋を調査したところ、コーヒーかすや業務用コーヒーパック等が入っていたことを確認している。

これは、本市に処理責任のある一般廃棄物に該当する。

- ・一方、本市が実施しているごみ収集では、原則として各戸前に出されたごみを収集する各戸収集方式により実施している。
- ・不法投棄とは、廃棄物処理法第 16 条に規定されており、みだりに廃棄物を捨てることを言い、みだりにとは、社会通念上許容されない態様を意味するが、本件では、本市のごみ収集ルート上に、ごみ袋に入れて排出していることから、みだりに廃棄物を捨てる行為には該当しないものと判断しており、請求人の主張する廃棄物の不法投棄には当たらないと考えている。
- ・2 点目として、これらのごみを大阪市の費用で処分しており、違法に公金が支出されたとの主張についてであるが、本件請求の対象となるごみは、店主が経営している飲食店から排出される事業系の一般廃棄物と、一般家庭から排出された家庭系の一般廃棄物となる。
- ・本市では、条例第 30 条において、一般廃棄物で 1 日平均の排出量が 10 キログラム以上のものを手数料徴収の対象としている。
- ・本件については、店主の自宅を含む地域の収集日である平成 29 年 9 月 5 日及び 8 日に店主宅前に排出されていたごみを確認したところ、いずれも 45 リットルのごみ袋が 3 袋排出されていた。本市ではごみ等有料処理事務取扱要領において、ごみ量の認定方法について定めており、これに基づきキログラムに換算すると、ごみ袋 3 袋は 27 キログラムとなる。
- ・一方、9 月 5 日に排出されたごみは 9 月 1 日から 4 日の 4 日分、8 日に排出されたごみは 5 日から 7 日の 3 日分と考えるので、1 日当たり約 6.8 キログラムないしは 9.0 キログラムの排出量となるため、条例第 30 条の規定により一般廃棄物処理手数料を徴収する対象ではない。
- ・よって、これらを本市が収集処分したことは、違法に公金が支出されたことには当たらず、本市に損害は生じていないと考える。
- ・なお、飲食店などのごみを持ち運んで、別の場所で排出するという行為については、一般的には、空き地に放置するなど、自らの責任で適正に処理しているとは言えないケースが多いと考えられるが、今回のケースは、非常に稀なケースではあるが、自宅に持ち帰って、本市の収集日に、本市の収集コース上にある自宅前に排出していること、また、飲食店から持ち帰り排出したごみが生活ごみと合わせても 1 日平均排出量 10 キログラム未満であり、本市が無料で収集する対象のごみであることから、排出者が自らの責任で適正に処理している範囲内であると判断しており、違法性はないと考えている。
- ・以上のことから、本市としては、店主から徴収すべき手数料及び遅延損害金はなく、本市が違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実はないと考えている。

3 監査対象局に対する調査

平成 30 年 8 月 2 日に行政委員会事務局職員が、環境局に確認した内容及び環境局から説明を受けた内容の要旨は、次のとおりである。

(1) 排出事業者の把握

新たに事業を開始した事業者が事業系一般廃棄物を処理する場合、①自ら処理施設へ搬

入するか、②本市一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託するか、③日量10キログラム未満である場合に本市に収集を依頼するかになるが、本市への収集依頼は、書面等の提出の規定はなく、電話連絡等口頭でなされているとのことである。

また、本市一般廃棄物収集運搬業許可業者は、処理を委託された事業者の名称、所在地、収集月量などを本市に報告することとなっていることから、本市は継続的に廃棄物を10キログラム以上排出する事業者を把握しているとのことである。

(2) 本市収集時に1日平均排出量10キログラム以上の場合の取扱い

収集担当職員が収集時に袋数を確認し、1回の収集当たり45リットル袋換算で3袋程度であれば日量10キログラム以上ではないとの判断をしている。これを超える場合であれば、全てをその場に置いたまま、収集はせず、当該事業者から事情を聴取し、継続して日量10キログラムを超える場合であれば、本市一般廃棄物収集運搬業許可業者への委託をすよう指導しているとのことである。

(3) 本件請求の対象事業者への環境局による調査

平成29年9月11日、Aの自宅所在地を管轄する環境事業センター職員が現場確認を行い、家庭ごみとは考え難い量のコーヒーかすが排出されていたため、一般廃棄物指導課職員が当該店舗を訪問した。Aが自宅に持ち帰って排出していることを認めたため、事業所から排出されるごみは、本市一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託することになっているが、少量の排出事業者として本市の収集を受けることは可能であり、自宅に持ち帰らないよう指導したところ、Aは店舗のごみを、今後、自宅に持ち帰らないことを了承したとのことである。

なお、その際、環境局は、家庭ごみと店舗からのごみと思われるごみは袋が別になっており、区分されていることを確認したとのことである。

平成29年10月3日、同環境事業センター職員が、Aの自宅前に排出されていたごみを確認したところ、店舗のごみと考えられるものはなかったため、調査を終了したとのことである。

また、環境局は、上記平成29年9月11日に行った現地確認の際、Aから本市へ事業系一般廃棄物の収集依頼の意思表示がされたものと判断しており、これ以降に発生したAの経営する飲食店の事業系一般廃棄物は、店舗前にて収集することとし、本市収集対象となっているとのことである。

さらに、環境局は、上記指導後、Aが店舗のごみの持ち帰りをやめており、平成30年7月10日にA立会いの上、店舗からの一般廃棄物の排出場所を確認し、ごみ袋1つが出されたことを確認している。

(4) 事業者自らの責任における適正な処理

廃棄物処理法第3条で、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされている。適正に処理されていない場合というのは、例えば、店舗のごみを持ち運んで、空き地に放置するなど、自らの責任で適正に処理しているとは言えないケースが多いと考えられ、今回のケースは、非常に稀なケースで

はあるが、自宅に持ち帰って、本市の収集日に、本市の収集コース上にある自宅前に排出していること、また、飲食店から持ち帰り排出したごみが生活ごみと合わせても1日平均排出量10キログラム未満であり、本市が無料で収集する対象のごみであることから、排出者が自らの責任で適正に処理している範囲内であると判断しており、違法性はないとのことである。

なお、平均日量10キログラム未満のごみについては手数料を徴収せず、事業系ごみであっても本市が収集しているが、10キログラムを超えると家庭ごみも含めて残置することになり、家庭ごみも適正に処理できなくなるため、家庭系ごみと事業系ごみを分けて出すよう指導を行ったものであるとのことである。

また、条例には、1日平均10キログラム以上の事業系一般廃棄物を継続して排出する者に対して本市は、当該廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示することができると規定されているが、1日平均10キログラム未満の排出事業者（少量排出事業者）についての規定はない。そのため、実施計画において、家庭系ごみは、原則各戸収集・定曜日収集など、排出方法を定めているが、日量10キログラム未満の排出事業者（少量排出事業者）から本市収集の申し出があり、本市が収集する場合は、実施計画において定められた家庭ごみ収集に準じた排出方法を案内しているとのことである。

大阪市一般廃棄物処理実施計画（抜粋）

第1 ごみ等

6 収集運搬計画

ア ごみ

種別		収集回数	収集方法
家庭系ごみ	普通ごみ	週2回	原則各戸収集
	資源ごみ	週1回	
	容器包装プラスチック		
	古紙・衣類	週1回	
	粗大ごみ	申込の都度	

4 判断

以上のような事実関係の確認、監査対象局の説明及び監査対象局に対する調査に基づき、本件請求について次のように判断する。

本件請求における本市職員等による違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実の有無について、Aが事業系一般廃棄物を自宅に持ち帰り家庭系廃棄物と混在させて排出したことが不法投棄に当たり、当該事業系一般廃棄物を本市が処理したことにより本市に損害が発生している場合は、Aに対して損害賠償請求権を行使すべき職務上の義務があると解され、本市に、排出された廃棄物の処理費用相当額の損害が発生しているにもかかわらず、本市職員等が、損害賠償請求権の行使につき、何らの対応等もとらないときは、違法不当となる場合があるというべきである。

請求人は、Aは経営する飲食店のごみを自宅に持ち帰り、自宅の生活ごみに混入させ、廃棄物の不法投棄を行っており、当該不法投棄されたごみの処理を行った本市には、その処理費用相当額の損害が発生していると考えられるが、本市が損害賠償請求権を行使していないことは、違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実当たると主張しているものと解される。

まず、Aが事業系一般廃棄物を自宅に持ち帰り、家庭系廃棄物と混在させて排出したことが不法投棄に当たるかについて検討する。廃棄物処理法第16条には、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と規定されていることから、本件請求におけるAの行為が「みだりに」捨てる行為に当たるかについて以下の点から判断する。

「みだりに」捨てる行為については、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るという廃棄物処理法の趣旨に照らし、社会的に許容されない態様をいうとされており（平成18年2月20日最高裁判決）、環境あるいは公衆衛生の保全を具体的に侵害する危険があるかという観点から検討する必要があると考えられる。

Aは、コーヒーかすや業務用コーヒーパック等の事業系一般廃棄物をごみ袋に入れて、本市のごみ収集ルート上である自宅前に排出している。また、請求人が主張する廃棄物の量も、環境局の調査においても判明したとおり、飲食店から持ち帰り排出したごみが家庭系ごみと合わせても1日平均排出量10キログラム未満であり、本市が無料で収集する対象のごみである。

条例には、1日平均10キログラム以上の事業系一般廃棄物を継続して排出する者（多量排出事業者）に対して本市は、当該廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示することができる規定されている。しかし、日量10キログラム未満の排出事業者（少量排出事業者）に対して、当該廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示することができる規定はない。

また、条例第15条及び実施計画の規定等から、家庭系廃棄物及び事業者の意向がある事業系一般廃棄物は、本市直営で収集運搬する対象となっている。Aの排出行為は、その廃棄物の性質や量、排出方法等からも環境あるいは公衆衛生の保全を具体的に侵害する危険があるとはいえない。

以上のことから、Aが事業系一般廃棄物を自宅前で排出する行為については、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るという廃棄物処理法の趣旨に照らし、社会的に許容されない態様とまではいえず、「みだりに」捨てる行為に当たらないことから、不法投棄には当たらない。

なお、環境局は、Aが自宅に持ち帰って排出しているごみを店舗で排出するよう指導していたが、その理由は、家庭系廃棄物に事業系一般廃棄物を混入させ自宅において排出した場合、10キログラムを超えると家庭系廃棄物も含めて残置することになり、家庭系廃棄物も適正に処理できなくなることからであった。排出者から事業系一般廃棄物の本市収集の申し出があった際には、家庭ごみ収集に準じた排出方法（原則各戸収集）を案内することにも相当

性はあり、環境局によるAに対する上記指導も、店舗と自宅それぞれの場所で排出するよう協力又は依頼を求めたという意味合いであって、違法行為を認めその是正を求めたものとはいえない。

Aの行為が不法投棄に該当せず、また、Aの排出量も日量平均10キログラム未満であり、手数料が無料となる範囲であることから、本市に損害は発生しておらず、本市職員等が違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実があるとする請求人の主張はその前提を欠くこととなる。

5 結論

以上の判断により、本市職員等に違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実があるとする本件請求には理由がない。

【参考（法令等（抜粋））】

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

（目的）

第1条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

（中略）

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

（以下略）

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

（以下略）

（一般廃棄物処理計画）

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

（以下略）

（市町村の処理等）

第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（中略）しなければならない。

（中略）

4 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

5 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運

搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

6 事業者は、一般廃棄物処理計画に従ってその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する一般廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

7 事業者は、前項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

(投棄禁止)

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

2 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年条例第4号）

(定義)

第2条 (中略)

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 家庭系廃棄物 家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

(2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

(3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(以下略)

(事業者の責務)

第4条 (中略)

2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、その処理に関する技術開発に努めなければならない。

(中略)

4 事業者は、廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関し、本市の施策に協力しなければならない。

(本市が行う一般廃棄物の処理)

第15条 本市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物及び必要と認める事業系一般廃棄物を処理するものとする。

(多量排出事業者に対する市長の指示等)

第19条 市長は、多量の事業系一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者で市規則で定めるもの(以下「多量排出事業者」という。)に対し、当該事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示することができる。

(以下略)

(一般廃棄物処理手数料)

第30条 本市は、本市又は大阪市・八尾市・松原市環境施設組合が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う際には、次の表に定める手数料を徴収する。

種別	取扱区分		単位	手数料
一般廃棄物（し尿、家庭から排出される粗大ごみ（一時的に多量に排出されるごみを含む。以下同じ。）で本市が収集するもの、犬、猫等の死体及び特定家庭用機器廃棄物を除く。）	1月以上継続するもの	毎日（収集を行う日に限る。）収集するものの処理及び廃棄物空気輸送施設により毎日（当該施設を供用する日に限る。）輸送するもので1日平均の排出量が10キログラム以上のものの処理	10キログラムまでごとに	270円
		1日平均の排出量が10キログラム以上のものの処理で上記以外のもの	10キログラムまでごとに	210円
	臨時の処理		50キログラムまでごとに	1,350円
	市長が指定する処理施設へ搬入されたものの処分		10キログラムまでごとに	90円

3 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成5年規則第49号）

<p>（多量排出事業者）</p> <p>第9条 条例第19条第1項の市規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>（1）1日平均10キログラム以上の事業系一般廃棄物（し尿及び犬、猫等の死体を除く。次号において同じ。）を継続して排出する者</p> <p>（以下略）</p>
--